

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舩添 要一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 : 虎ノ門一丁目地区市街地再開発準備組合
代表者 : 理事長 佐藤 茂
所在地 : 東京都港区虎ノ門一丁目 19 番 5 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称 : (仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業
種 類 : 高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都港区虎ノ門一丁目 17、18、19、20 番地

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度着地地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測結果は勧告基準値を下回るとして
いるが、最大値が出現すると予測される計画地南西敷地境界には福祉施設が近接して
いることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底
すること。